

介護保険についてのお知らせ

日頃より、村の介護保険制度にご理解とご協力いただきありがとうございます。

介護保険制度は3年ごとに見直されます。南阿蘇村では、令和3年度から令和5年度までの「第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

介護保険制度について、基本的な部分を含め改正概略を作成しましたのでご覧ください。

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めていただくこととなります

①65歳以上の人

「第1号被保険者」として、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書による「普通徴収」があり、集められた介護保険料は、一括して国の基金に納められ、市区町村に交付されます。

②40歳から64歳の人

「第2号被保険者」として、医療保険（健康保険）と一緒に医療保険者が徴収して一括して国の基金に納められています。

「特別徴収」と「普通徴収」について

①受給されている年金〔老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金〕の年額が18万円以上の人は年金からの天引き（年金特徴）になり、年金の支払月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて納付いただきます。

4月・6月・8月は仮に算定された保険料（前年度2月分の保険料額）を納付、〔仮徴収〕

10月・12月・2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納付いただきます。〔本徴収〕

ただし、次の場合は、一時的に納付書で納めることとなります。〔普通徴収〕

- ・年度途中で介護保険料が増額または減額になった。
- ・年度途中で65歳になった。
- ・年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった。
- ・年度途中で他の市区町村から転入した。
- ・年金が一時差し止めになった。

②受給されている年金の年額が18万円未満の人は、年金の支払月と同じく年6回で、（別に随期が発生する場合有）納付書または口座振替での納付となります。〔普通徴収〕
ただし、口座振替の場合は取り扱い金融機関でのお申し込みが必要です。



「第8期介護保険事業計画」による改正の概略は次のようになります

介護保険料については、要介護認定者、介護サービス利用者の増加による介護給付費の伸びや65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険費用の負担割合の変更により、年額基準額を79,200円とする改正をおこないました。

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移（令和3年以降は推計値）

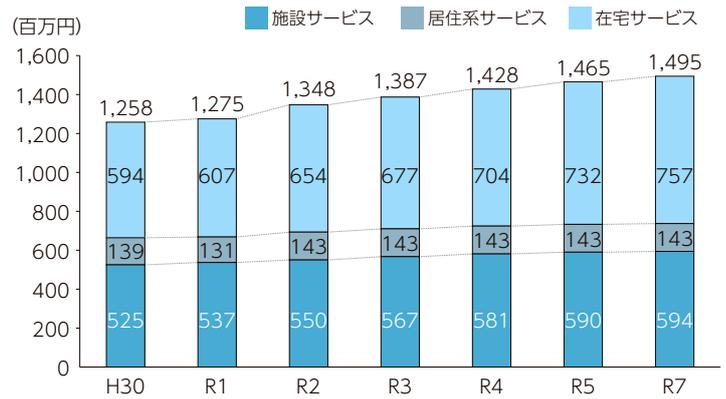
高齢化率の上昇により、要介護（要支援）認定者数は、毎年上昇していくと予想されます。
総合事業を推進し、介護予防を図って参ります。



(2) 介護給付費の推移 (令和3年度以降は推計値)

高齢化率の上昇により、介護サービス利用者が増え、今後も段階的に増えていくと見込まれます。

年度	介護給付費(千円)
H30	1,257,872
R1	1,275,239
R2	1,347,598
R3	1,387,199
R4	1,427,757
R5	1,465,066
R7	1,494,544



(3) 介護保険料の算出方法

第1号被保険者の3年間の保険料額
約9億7,064万円

÷

第1号被保険者の人数
12,255人(3年間の推計)

÷

介護保険料(基準額:年額)
79,200円

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者と老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人、および世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.30	1,980	23,760
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下の人	0.50	3,300	39,600
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以上の人	0.70	4,620	55,440
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	5,940	71,280
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上の人	1.00 基準額	6,600	79,200
第6段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円未満の人	1.20	7,920	95,040
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	8,580	102,960
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	9,900	118,800
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	11,220	134,640
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	1.75	11,550	138,600
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の人	1.90	12,540	150,480

〈問い合わせ〉健康推進課 高齢者支援係 TEL(67) 2704